

財形年金支払定期預金約款

1. (預入れの方法等)

- (1) 当行では、財形年金ワイド約款に基づき、あおぞら債券（財形・利子一括払）により運用してきた財形年金貯蓄を、次の貯蓄者に限り、この約款に基づき、この預金により運用する財形年金貯蓄に変更して取扱います。
 - ① 財形年金ワイド約款に基づく財形年金の支払が平成16年4月時点で既に行われており、同年5月以降も継続して財形年金の支払が行われる貯蓄者
 - ② 財形年金ワイド約款に基づく財形年金の支払が平成16年4月時点で未だ行われていないが、積立はその時点で既に終了しており、その後の据置期間満了により、財形年金の支払が開始する貯蓄者
- (2) この預金の預入れは、1口1円以上とします。ただし、定期預金（満期支払口）の預入れは、年金支払の最終回にあたる定期預金（満期支払口）を除き、1口100円単位とします。
- (3) この預金については、財形お取引証（以下「お取引証」といいます。）を発行します。お取引証は、この約款によりお預りした預金の解約その他の手続で当行に提出していただくことがありますので、大切に保管してください。なお、預入れの残高については年1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類等)

- (1) この預金の「年金元金計算日」（この預金により支払われる年金の計算基本額が確定する日をいいます。以下同じです。）は、次のとおりとします。
 - ① 前記1. (1)①の場合においては、平成16年4月30日とします。
 - ② 前記1. (1)②の場合においては、年金支払の初回にあたる定期預金（満期支払口）の作成日にして、平成16年4月30日または同日よりも後のいずれかの日とします。
- (2) 前記(1)②の場合において年金元金計算日が平成16年4月30日よりも後のいずれかの日になるときは、平成16年4月30日から年金元金計算日までの期間は、年金元金計算日を満期日とする1口の定期預金（継続口）としてお預りします。
- (3) この預金は、この約款の定めによる以外には満期日を指定することができません。

3. (分割、支払方法)

- (1) この預金は、年金元金計算日に、受取回数約定方式が選択されている場合にあっては後記(2)および(3)により、逓増方式が選択されている場合にあっては後記(4)および(5)により、それぞれ分割し、所定期間にわたって年金として支払います。この場

合の「年金計算基本額」（この預金により支払われる年金の計算基本額をいいます。以下同じです。）は、次のとおりとします。

- ① 年金元金計算日が平成16年4月30日の場合、年金元金計算日に作成される定期預金（満期支払口）および定期預金（継続口）の元金合計額を「年金計算基本額」とします。
 - ② 前記2. (1)②の場合において年金元金計算日が平成16年4月30日よりも後のいずれかの日になるときは、前記2. (2)の定期預金（継続口）の元利金を「年金計算基本額」とします。
- (2) 受取回数約定方式が選択されている場合、預金は、年金元金計算日に次により分割し、所定期間にわたって年金として支払います。
- ① 預金は、次の年金受取方式に応じて、年金計算基本額をあらかじめ指定された金額を元金とする定期預金（満期支払口）として作成するとともに、年金計算基本額から当該定期預金（満期支払口）の元金合計額を差し引いた残額を元金とする定期預金（継続口）として作成します。
 - A. 毎月年金受取方式が選択されている場合
預金は、年金元金計算日以降の所定日（この預金により支払われる年金の支払開始日と同じ日をいいます。）および当該所定日から毎月の応当日（ただし、営業日以外の日に該当する応当日については、その日の翌営業日に休日調整します。）を満期日とする、あらかじめ指定された口数の100円単位の定期預金（満期支払口）として作成するとともに、当該応当日のうちもっとも遅い応当日（ただし、営業日以外の日に該当する応当日については、その日の翌営業日に休日調整します。）と同じ日を満期日とする1口の定期預金（継続口）として作成します。この規定において、営業日とは日本において銀行が休日とされる日以外の日をいいます。
 - B. 3ヵ月ごと年金受取方式が選択されている場合
預金は、年金元金計算日以降の所定日（この預金により支払われる年金の支払開始日と同じ日をいいます。）および当該所定日から3ヵ月ごとの応当日（ただし、営業日以外の日に該当する応当日については、その日の翌営業日に休日調整します。）を満期日とする、あらかじめ指定された口数の100円単位の定期預金（満期支払口）として作成するとともに、当該応当日のうちもっとも遅い応当日（ただし、営業日以外の日に該当する応当日については、その日の翌営業日に休日調整します。）と同じ日を満期日とする1口の定期預金（継続口）として作成します。
 - ② 定期預金（満期支払口）は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (3) 受取回数約定方式が選択されている場合の定期預金（継続口）は、満期日に前記(2)

に準じて取り扱い、以後も同様とします。この場合、前記(2)に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金（継続口）の元利金」と、「年金元金計算日」または「年金元金計算日以降の所定日（この預金により支払われる年金の支払開始日と同じ日をいいます。）および当該所定日」とあるのは「定期預金（継続口）の満期日」と、「あらかじめ指定された口数」とあるのは前記(2)①A.（毎月年金受取方式が選択されている場合）にあつては「12口」、同B.（3ヵ月ごと年金受取方式が選択されている場合）にあつては「4口」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が毎月年金受取方式が選択されている場合にあつては12回以下、3ヵ月ごと年金受取方式が選択されている場合にあつては4回以下になる場合には、当該定期預金（継続口）の元利金から定期預金（満期支払口）の元金合計額を差し引いた残額は、年金支払の最終回にあたる定期預金（満期支払口）として1円単位で作成します。

(4) 通増方式が選択されている場合、預金は、年金元金計算日に次により分割し、所定期間にわたって年金として支払います。

① 預金は、次の年金受取方式に応じて、年金計算基本額のうちあらかじめ指定された金額および割合に基づき当行所定の方法により算出した金額を元金とする定期預金（満期支払口）として作成するとともに、年金計算基本額から当該定期預金（満期支払口）の元金合計額を差し引いた残額を元金とする定期預金（継続口）として作成します。

A. 毎月年金受取方式が選択されている場合

預金は、年金元金計算日以降の所定日（この預金により支払われる年金の支払開始日と同じ日をいいます。）および当該所定日から毎月の応当日（ただし、営業日以外の日に該当する応当日については、その日の翌営業日に休日調整します。）を満期日とする、あらかじめ指定された口数の100円単位の定期預金（満期支払口）として作成するとともに、当該応当日のうちもっとも遅い応当日（ただし、営業日以外の日に該当する応当日については、その日の翌営業日に休日調整します。）と同じ日を満期日とする1口の定期預金（継続口）として作成します。

B. 3ヵ月ごと年金受取方式が選択されている場合

預金は、年金元金計算日以降の所定日（この預金により支払われる年金の支払開始日と同じ日をいいます。）および当該所定日から3ヵ月ごとの応当日（ただし、営業日以外の日に該当する応当日については、その日の翌営業日に休日調整します。）を満期日とする、あらかじめ指定された口数の100円単位の定期預金（満期支払口）として作成するとともに、当該応当日のうちもっとも遅い応当日（ただし、営業日以外の日に該当する応当日については、その日の翌営業日に休日調整します。）と同じ日を満期日とする1口の定期預金（継続口）として作成します。

② 定期預金（満期支払口）は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

- (5) 通増方式が選択されている場合の定期預金（継続口）は、満期日に前記(4)に準じて取り扱い、以後も同様とします。この場合、前記(4)に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金（継続口）の元利金」と、「年金元金計算日」または「年金元金計算日以降の所定日（この預金により支払われる年金の支払開始日と同じ日をいいます。）および当該所定日」とあるのは「定期預金（継続口）の満期日」と、「あらかじめ指定された口数」とあるのは前記(4)①A.（毎月年金受取方式が選択されている場合）にあつては「12口」、同B.（3ヵ月ごと年金受取方式が選択されている場合）にあつては「4口」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が毎月年金受取方式が選択されている場合にあつては12回以下、3ヵ月ごと年金受取方式が選択されている場合にあつては4回以下になる場合には、当該定期預金（継続口）の元利金から定期預金（満期支払口）の元金合計額を差し引いた残額は、年金支払の最終回にあたる定期預金（満期支払口）として1円単位で作成します。

4.（利息）

- (1) この預金の利息は、各預入金額ごとにその約定日数について預入日における当行所定の利率によって当行所定の方法で計算します。なお、この利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預け入れられる金額についてその預入日（既に預け入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について前記(1)の適用利率によって当行所定の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5.（預金の解約）

やむを得ない事由により、この預金を前記3.による支払方法によらずに解約するときは、この預金のすべてを解約することとし、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章により記名押印して、お取引証とともに当行に提出してください。お取引証がない場合には、当行所定の手続を取ってください。

6.（解約時の税金の取扱）

前記5.によりこの預金を解約するときは、この約款、この約款に基づく取引またはこの約款の当事者に適用される法令等の定めに従い、解約時の利息について非課税の適用が受けられなくなること、および既に非課税として支払われた利息について5年間にわたり遡及して、法令の定める税率により計算した税額が追徴されることがあります。ただし、租税特別措置法施行令等に別途の定めがある場合を除きます。

7. (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い)

積立終了後に勤労者財産形成促進法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

8. (届出事項の変更等)

- (1) お取引証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) お取引証または印章を失ったときのこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) お取引証は再発行いたしません。
- (4) ① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。
② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。
③ 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に当行に届出てください。
④ 前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
⑤ 前記①から④までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利およびお取引証は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、お取引証がある場合にはお取引証に、お取引証がない場合には当行所定の書面に届出の印章により記名押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は以下のとおりとします。
 - A. 満期日の前日までの期間は前記4.(1)の適用利率により計算するものとします。
 - B. 満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金の利率により計算するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を

適用するものとします。

- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

13. (お取引証の効力)

この約款によりお預りした預金の支払が完了したときは、お取引証は無効となりますので、直ちに当行に返却してください。

14. (財形年金ワイド約款の適用)

この約款は、勤労者財産形成促進法第6条第2項に基づく財形年金貯蓄についての当行の取扱いを変更するものですので、この約款に定めたもののほかは、すべて既存の財形年金ワイド約款の各条項が適用されます。

15. (約款の変更等)

- (1) この約款の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

実施日：平成 29 年 7 月 10 日